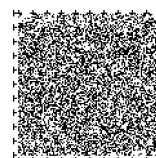


八王子市国民健康保険 データ活用 保健事業実施計画

平成30～35年度（2018～2023年度）

平成30年3月
八王子市

このマークは、目の不自由な方などのための音声コード（SPコード）で、マークの位置を示すために切り込みを入れています。専用の装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



計画策定の背景

近年、医療機関のレセプト電子化が進み、保険者は健康状況や医療機関への受診状況・医療費状況を個人情報保護しつつ以前よりも容易かつ正確に把握できるようになっています。

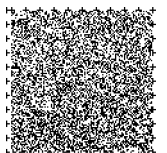
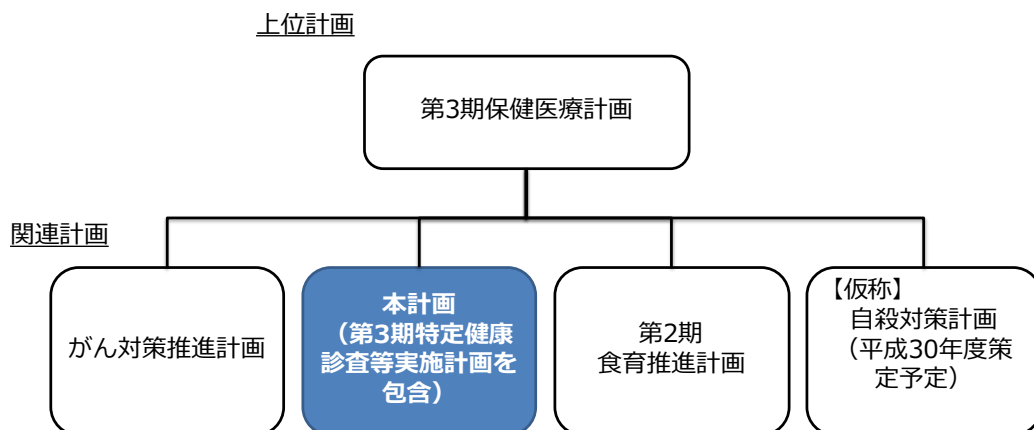
平成 17 年に政府が策定した「医療制度改革大綱」では、平成 23 年度当初からレセプトオンラインを完全義務化する方針が示されました。その結果、全レセプト件数に対する電子化レセプトの割合は、平成27年度5月請求分で医科が98.4%、調剤は、ほぼ100%となっています。レセプトオンライン化は、医療保険事務全体の効率化を図ることが目的でしたが、結果として、レセプトの電子化により保険者機能をさらに強化するものとなりました。つまり、電子化によりレセプト情報を効率的に解析できるようになり、そのデータに基づいて保健事業を展開できるようになったということです。

そして、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、「すべての健保組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づく本計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組」が求められることとなりました。

それらを踏まえ、厚生労働省も平成26年3月31日に保健事業の実施指針の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとされました。八王子市（以下、「本市」という）国民健康保険においては、八王子市国民健康保険データ活用保健事業実施計画（以下、「本計画」という）を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとなりました。

本計画の位置づけ

本計画は、「第3期八王子市保健医療計画」を上位計画とし、「がん対策推進計画」や「第2期食育推進計画」などと並び、個別の実施計画として位置づけます。



計画期間

本計画は、国民健康保険法に基づく保健事業実施指針第四の五「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性も踏まえ、複数年とすること」との文言を考慮し、また、同時に策定する上位計画の第3期保健医療計画と合わせ、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

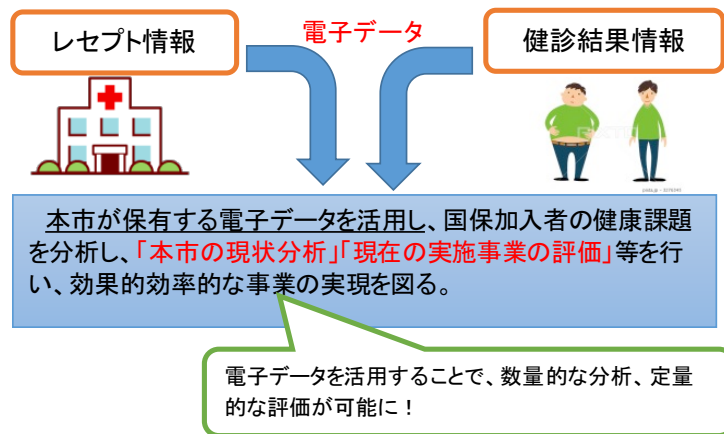
さらに計画期間を前期3年と後期3年に分けし、前期終了後に中間評価に基づく見直しを行うこととします。

計画の特徴

本計画の主な特徴は次の2つです。

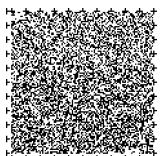
1. 電子レセプトや健診データ分析に基づく実効性の高い事業計画

本市では、計画策定にあたり、データベースシステム等を活用した分析により、現状を定量的に把握し、効果的な事業展開を図ります。



2. PDCAサイクルに基づく保健事業の実施

レセプトや健診結果等の分析を通して、本市の健康課題を明確にした上で事業目標を設定「計画(Plan)」し、計画に沿った事業を「実施(Do)」します。事業実施後には、設定した管理指標に基づいた業績の「評価(Check)」、評価の検証結果に基づく更なる事業の「改善(Action)」を行い、PDCAサイクルを回す中で実効性の高い保健事業を実施します。



データから見る本市の現状と課題

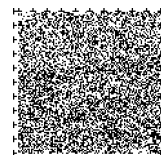
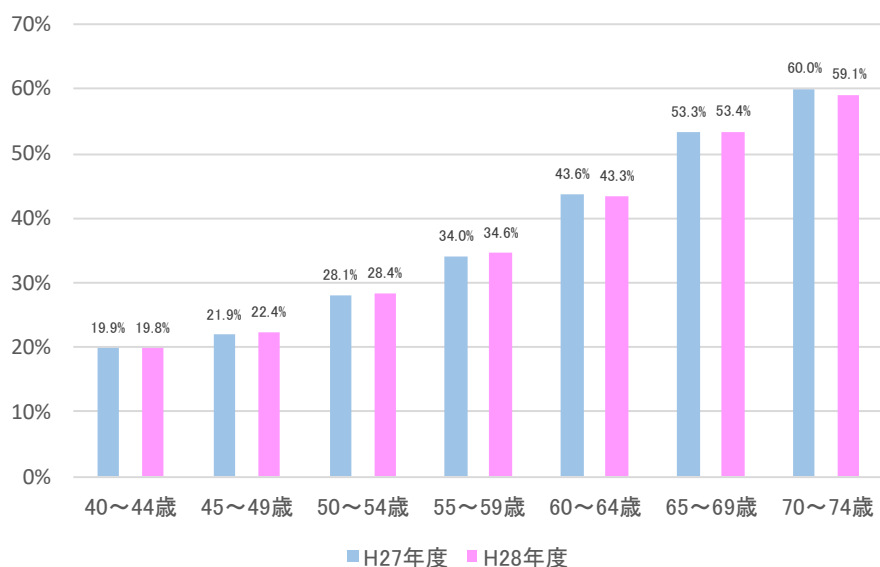
本計画を作成するにあたり、電子データ（レセプト情報、健診情報）を分析したところ、次のとおり、現状と課題が明らかとなりました。

1. 特定健診受診率の年代別傾向

下のグラフを見ると、特定健診の受診傾向として、高齢になるに従い受診率が高くなっていることが分かります。国民健康保険の被保険者は、60歳～74歳の構成割合が全体のほぼ半数を占めており、この特徴は、退職などによって職場の健康保険をやめた人が加入する保険であることに起因しています。受診率も、このような国保の特徴が影響しているものと思われます。

今後は、60歳以上の受診率をさらに向上させるとともに、受診機会が少なく、健康意識も比較的低いと思われる40代50代の人々の受診率を伸ばしていくことが喫緊の課題となっています。

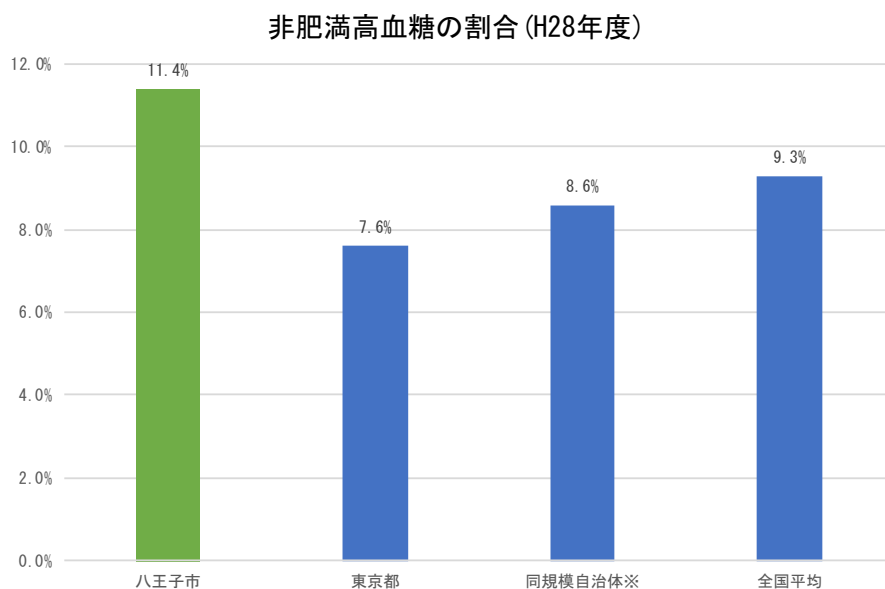
特定健診受診率推移(年代別)



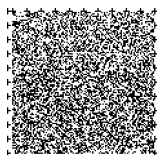
2. 非肥満高血糖者の割合

今回の分析で、本市において特徴的であったのが、「非肥満高血糖者の割合が高い」というものでした。平成20年度から始まった特定健診制度（健診結果から、将来における生活習慣病の発症リスクが高い人を選別し、生活習慣の改善を目指す保健指導につなげる仕組み）は、内臓脂肪に起因する生活習慣病予防という観点で取り組んでいることから、この非肥満高血糖者は、保健指導の対象外となってしまいます。しかしながら、こうした方々が生活習慣を変えずに高血糖状態が続き悪化してしまうと、脳梗塞、心筋梗塞、腎不全などの重大な疾患につながってしまいます。

本市では、これまで十分にアプローチできていなかった非肥満高血糖の人を対象にした支援方策を展開する必要性が今回のデータ分析により、明らかとなりました。



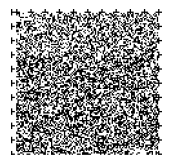
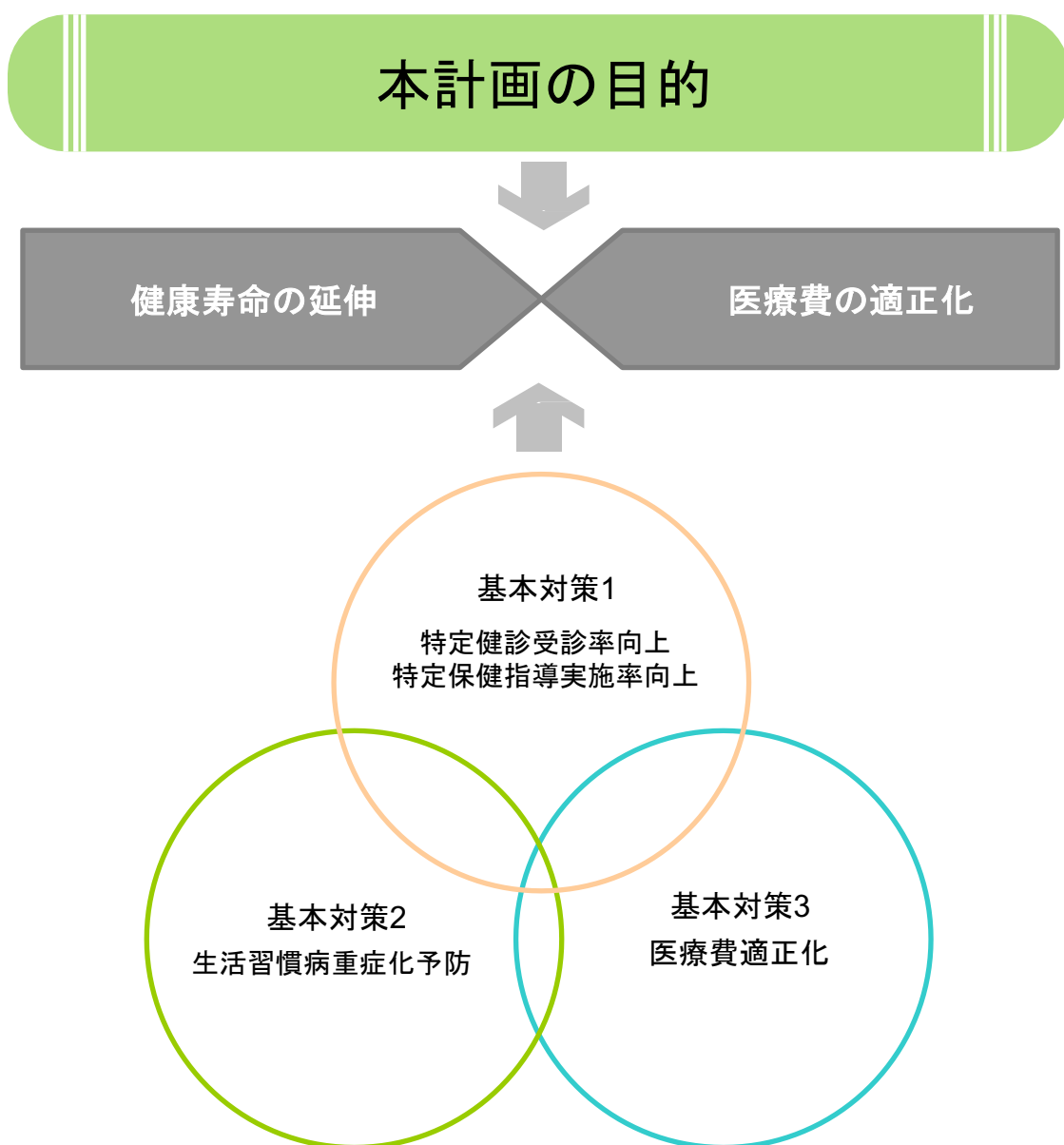
※同規模自治体：本市の場合は、「人口規模30万人以上の中核市・特別区」となります。



計画の目的と3つの基本対策

生活習慣病は、早期の介入によって健康意識を高め、生活習慣を改善することで、発症や重症化を予防することが可能な疾患です。また、生活習慣病対策は、健康寿命の延伸だけでなく、医療費の適正化においても重要であり、この2つの目的を果たすことが国保制度の持続可能性を向上させるためにも喫緊の課題となっています。こうしたことから、本計画における最上位の目的として「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を設定することとします。

そして、この2つの目的を達成するために、① 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、②生活習慣病重症化予防、③ 医療費適正化の3事業を基本対策として取り組みます。



計画における実施事業

基本対策	実施保健事業	区分
1. 特定健診受診率向上・ 特定保健指導実施率向上	特定健診受診率向上事業	強化
	特定保健指導実施率向上事業	強化
2. 生活習慣病重症化予防	糖尿病重症化予防事業	強化
	高血圧症重症化予防事業	継続
3. 医療費適正化	ジェネリック医薬品普及促進事業	継続
	重複・頻回受診対策事業	新規
	併用禁忌・重複・多剤服薬対策事業	新規
	第三者行為求償事務	継続
	柔道整復レセプトの二次点検	継続

1. 特定健診受診率向上・特定保健指導実施率向上

毎年受診している人に継続受診を促す勧奨に加え、全く受診していない人やほとんど受診しない人に対する勧奨も実施し、新規受診者の開拓を推進します。

特定保健指導の実施者は未実施者に比べて体重・腹囲・検査値の改善幅が大きく、生活習慣病予防に効果的であることが認められています。こうしたことから、健診後のフォローとして、今後も未実施者の特性に応じた保健指導の利用勧奨を推進します。

2. 生活習慣病重症化予防

(1) 糖尿病重症化予防

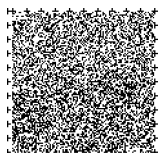
医療費の分析により、本市は慢性腎不全（透析含む）の割合が、全国及び東京都と比べ高くなっていることが分かりました。HbA1c、eGFR、尿蛋白の数値や治療状況などから、糖尿病が重症化する可能性が高い対象者グループを選定し、特に治療中あるいは治療中断者については、医師会や医療機関と連携し、受診につなげます。

また、特定保健指導の対象外となってしまう非肥満高血糖の割合も、本市において高いことが分かったため、市独自にこうした対象者への予防策も展開します。

(2) 高血圧症重症化予防

医療費の分析により、本市は、全国や東京都と比較して、脳血管疾患や心疾患などの循環器系疾患の医療費も高くなっていることが分かりました。

これらの疾患の重症化に影響している要因として高血圧が考えられるため、高血圧の重症化予防事業も実施します。



3. 医療費適正化

(1) ジェネリック医薬品普及促進事業

今後、ますます高齢化が進むことから医療費が更に高まることは確実ですが、その中でも調剤にかかる医療費は毎年の伸び率が高くなっており、ジェネリック医薬品の普及促進を通して、医療費の適正化を図っていく必要があります。

本事業は、ここ5年間の事業で一定の効果が確認されており、引き続き取り組みます。

(2) 適正受診・服薬推進事業（重複・頻回受診対策事業、併用禁忌・重複・多剤服薬対策事業）

医科・調剤レセプトの分析を通して、対象者を特定します。

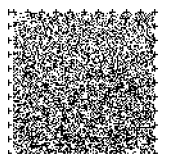
同一の傷病名で複数の医療機関に通ったり、高い頻度で通う対象者に適正な受診を勧めるため、かかりつけ医を持つ取組を行います。また、飲み合わせの悪い薬や同じ薬効の薬、複数の医療機関に通い薬の過処方につながっている対象者には、通知や電話を行うことを検討します。

(3) 給付の適正化の取組（第三者行為求償事務・柔道整復レセプトの二次点検等）

第三者行為求償事務は、損害保険会社や医療機関等、関係機関との折衝・交渉に時間を要する事業ですが、損害賠償金の徴収にかかる収納額・調定額は、年々増加しています。

また、柔道整復レセプトの二次点検等についても、柔道整復の実施医療機関等が多く、関係機関との折衝・交渉に時間を要する事業ですが、柔道整復の合計支給件数・合計支給額は、年々数値が改善しています。

引き続き、実施体制の見直し・強化を図りながら給付の適正化を図ってまいります。



その他 関連する事項

1. 保健事業の実施体制

本市においては、保険年金課、成人健診課、及び大横、東浅川、南大沢の3つの保健福祉センターが連携し、本計画に沿った事業を展開することとします。

2. 計画の公表・周知

本計画は、市の広報やホームページにおいて公表するとともに、市政資料室等において計画書冊子を公開するなど、市民への周知に努めます。また、この計画を改定した場合においても、速やかに公表を行い、周知を図ります。

3. 実施運営上の留意事項

本計画は、原則として国民健康保険の加入者を対象としていますが、策定した事業の推進にあたっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業と関連する部分があることから、国民健康保険被保険者に限らず、対象年齢となる市民に対して広く実施することとします。また、医療費分析の結果や健康課題について保健事業実施所管のみならず、保健衛生、介護等の部署とも共通認識を持ち、組織横断的な連携を図りつつ、効果効率的な事業の推進に努めます。

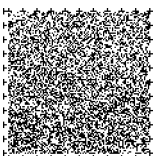
4. 個人情報の保護に関する事項

本計画に基づく保健事業実施に係る個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、「八王子市個人情報保護条例」等に基づき、適正に管理します。また、特定健診など、事業を外部へ委託する際には、委託先となる実施機関に対して関係法令等を十分理解させるとともに、個人情報の適正な管理や目的外使用の禁止、法令遵守等について契約書に明記し、また、個人情報の管理状況の確認を行う等、その管理徹底を行います。

5. 計画の見直し

各事業の目標の達成状況、及び実施状況に関するデータ分析を行い、事業の評価をします。評価結果については、外部有識者や医師会とも共有し、行政とともに、事業ごとの見直し案を出しながら次期計画につなげていきます。

また、社会情勢の変化や本市の特性等も適宜評価し、対応していきます。



八王子市国民健康保険 データ活用 保健事業実施計画(概要版)

発行日：平成30年3月

発行：八王子市

編集：医療保険部 成人健診課・保険年金課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7428 FAX 042-621-0279(成人健診課)

URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

